

第2期八雲町総合計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、平成30年度を初年度とする八雲町総合計画の策定を行う。総合計画は、様々な社会経済情勢の変化や時代の潮流を的確に捉え、新たなまちづくりの指針を示すものであり、八雲町の関連計画や国・道の分野別計画、関連計画との整合性を図り、効果的で実行性の高い計画を策定するため、これらの作業支援について、知識、技術、経験を有する優れた企画提案を募集することを目的とする。

2. 業務の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 第2期八雲町総合計画策定支援業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「第2期八雲町総合計画策定支援業務仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成30年1月31日まで |
| (4) 委託料上限額 | 金9,802,000円（消費税及び地方消費税を含む）
なお、各年度の支払上限額は次のとおりとする。
平成28年度 5,626,000円
平成29年度 4,176,000円
※予定価格については、本上限額の範囲内で別途設定する。 |

3. 選定方法

指名型プロポーザル方式により選定する。

4. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 入札（見積り合わせ）参加資格関係事務処理要綱第4条第2項の規定に基づく資格者名簿に登録されている者、又は、八雲町競争入札参加資格要領第4条第3項の規定に基づく資格者名簿に登録されている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (4) 八雲町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。

(5) 過去5年（平成23年4月1日から平成28年3月31日の間）において、市町村の総合計画策定業務及び地方版総合戦略策定業務の受注実績を有する者であること。

(6) 入札執行の日までの間に、八雲町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

5. スケジュール

①指名通知及び仕様書等の送付	平成28年4月8日（金）
②参加意思確認	平成28年4月8日（金）から平成28年4月15日（金）午後5時まで
③質問の受付	平成28年4月8日（金）から平成28年4月15日（金）午後5時まで
④質問の回答	平成28年4月18日（月）までに電子メールにて回答
⑤企画提案書の提出	平成28年4月19日（火）から平成28年5月9日（月）までの土、日、祝日を除く午後5時まで（郵送場合は必着）
⑥プレゼンテーション	平成28年5月16日（月）の予定。時間等の詳細は平成28年5月9日（月）までに電子メールにて連絡
⑦結果通知	平成28年5月20日（金）までに電子メールにて連絡
⑧契約の締結	平成28年5月25日（水）の予定

6. 参加申し込み

このプロポーザルに参加させる事業者には、「プロポーザル参加指名通知書」、「参加意思表明書（様式2）」、「類似契約実績書（様式3）」、「質問票（様式4）」、「実施要領」及び「仕様書」を送付する。

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、「参加意思表明書（様式2）」と「類似契約実績書（様式3）」を提出してください。提出がない場合、プロポーザルへの参加は認められません。

(1) 受付期間

平成28年4月8日（金）から平成28年4月15日（金）午後5時まで

(2) 提出先

〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町138番地

八雲町役場 企画振興課 企画係

電話：0137-62-2300（直通）

(3) 提出方法

「参加意思表明書（様式2）」と「類似契約実績書（様式3）」に必要事項を記入し、上記提出先へ郵送又は持参してください。

7. 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式4）」を提出してください。

(1) 受付期間

平成28年4月8日（金）から平成28年4月15日（金）午後5時まで

(2) 提出先

〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町138番地

八雲町役場 企画振興課 企画係

電話：0137-62-2300（直通） Mail：kikaku@town.yakumo.lg.jp

(3) 提出方法

「質問票（様式4）」に必要事項を記入し、電子メールにて提出してください。電子メールの表題を「総合計画プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後に確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

(4) 回答

質問の回答は、平成28年4月18日（月）までに、全ての参加事業者へ電子メールにて回答いたします。

8. 企画提案書の提出方法

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類を持参又は郵送により提出してください。なお、提案は1事業者につき1つの提案の提出に限ります。

(1) 提出期間

平成28年4月19日（火）から平成28年5月9日（月）までの土、日、祝日を除く午後5時まで（郵送場合は必着）

(2) 提出書類

①企画提案書・・・提案書表紙のみ指定様式（様式1）。その他は任意様式による。
ただし、A4サイズで簡潔に分かりやすくまとめること。

②実施体制調書・・・指定様式（様式5）による。

③業務工程・・・任意様式による。

④見積書・・・任意様式による。年度別内訳や積算内訳も提出すること。

上記の①から④は各8部作成すること。

(3) 提出先

〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町138番地

八雲町役場 企画振興課 企画係

9. 審査方法

審査は第2期八雲町総合計画策定支援業務プロポーザル審査委員会で行い、評価が最も優れている事業者を選定するため、プレゼンテーションを行います。プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、業務責任者となる方は必ず出席してください。プレゼンテーションの時間は20分以内で、その後の質疑応答（10分程度）を行う予定です。

(1) 評価

評価は、別紙「審査基準表」による。

評価の合計点が上位の者を契約予定者事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定します。

最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定します。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行なえなかつた場合は、次点の者を契約予定事業者とします。

(2) 審査結果

審査結果は、平成28年5月20日（金）までに参加した全ての事業者に電子メールにて通知します。

(3) その他

企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などによる説明は不可とする。ただし、説明用としてのパワーポイント等の利用は許可する。

プロジェクター及びスクリーン、ノートPCは町で用意するが、それ以外の備品が必要な場合は各自で用意すること。

なお、審査委員会での選考は非公開とします。

また、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

10. 結果の公表

審査結果については、八雲町ホームページで公表する予定。

11. 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された業者は、本町と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

なお、契約保証金については、八雲町財務規則（平成17年10月1日規則第41号）第145条の規定によるものとする。

12. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

(1) 「参加資格」の要件を満たさなくなつた場合

(2) 「企画提案書の提出方法」の提出期限までに提出書類が提出されなかつた場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が予算上限額を越えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審議に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

13. その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更はできない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、八雲町が承諾したものについてはこの限りでない。
- (3) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、八雲町が本案件のプロポーザルに関する報告、公表のため必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、八雲町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 提出された書類は返却しない。